

令和7年9月市議会定例会 提出議案

議 案 種 別	件数（件）
決 算 議 案	2 7
条 例 議 案	7
一 般 議 案	1 4
補 正 予 算 議 案	7
合 計	5 5

令和7年9月市議会定例会 提出議案件名

番号	件 名	提出局
1	令和6年度北九州市一般会計決算について	会計室
2	令和6年度北九州市国民健康保険特別会計決算について	
3	令和6年度北九州市食肉センター特別会計決算について	
4	令和6年度北九州市卸売市場特別会計決算について	
5	令和6年度北九州市渡船特別会計決算について	
6	令和6年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	
7	令和6年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	
8	令和6年度北九州市港湾整備特別会計決算について	
9	令和6年度北九州市公債償還特別会計決算について	
10	令和6年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	
11	令和6年度北九州市土地取得特別会計決算について	
12	令和6年度北九州市駐車場特別会計決算について	
13	令和6年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について	
14	令和6年度北九州市産業用地整備特別会計決算について	
15	令和6年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について	
16	令和6年度北九州市介護保険特別会計決算について	
17	令和6年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について	
18	令和6年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について	
19	令和6年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について	
20	令和6年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について	

番号	件 名	提出局
21	令和6年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について	会計室
22	令和6年度北九州市上水道事業会計決算について	上 下 水道局
23	令和6年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	
24	令和6年度北九州市交通事業会計決算について	交通局
25	令和6年度北九州市病院事業会計決算について	保 健 福祉局
26	令和6年度北九州市下水道事業会計決算について	上 下 水道局
27	令和6年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算について	公 営 競技局
28	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	政策局
29	北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総 務 市民局
30	北九州市手数料条例の一部改正について	財政・ 変革局
31	北九州市文化財保護条例の一部改正について	都市ブ ラ ンド創造局
32	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	教 育 委員会
33	非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正について	行 政 委員会
34	北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	
35	高規格救急自動車の取得について	技 術 監理局
36	30メートル級はしご付消防自動車の取得について	
37	水槽付消防ポンプ自動車の取得について	
38	救助工作車（Ⅱ型）の取得について	
39	化学消防ポンプ自動車の取得について	
40	普通消防ポンプ自動車（非常備用）の取得について	
41	北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について	

番号	件 名	提出局
42	門司港地域複合公共施設新築工事請負契約締結について	技 術 監理局
43	門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約締結について	
44	門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約締結について	
45	小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について	
46	公有水面埋立てによる土地確認について	総 務 市民局
47	町の区域の変更について	
48	所有権移転登記手続の請求に関する訴えの提起について	都 市 整備局
49	令和7年度北九州市一般会計補正予算について	財政・ 変革局
50	令和7年度北九州市一般会計補正予算について	
51	令和7年度北九州市食肉センター特別会計補正予算について	
52	令和7年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
53	令和7年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	
54	令和7年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	
55	令和7年度北九州市空港関連用地整備特別会計補正予算について	

No.	件 名	要 旨			
令和 6 年 度 決 算 規 模	一 般 会 計	1	歳入	6,198 億	42 万 7 千円
		2	歳出	6,158 億	9,586 万 6 千円
		3	形式収支	39 億	456 万 1 千円
		4	実質収支	17 億	9,858 万 9 千円
		5	単年度収支	△2 億	4,697 万 4 千円
	特 別 会 計	1	歳入	4,195 億	38 万円
		2	歳出	4,061 億	4,408 万 7 千円
		3	形式収支	133 億	5,629 万 3 千円
		4	実質収支	132 億	1,112 万 2 千円
		5	単年度収支	9 億	1,509 万 5 千円
	企 業 会 計	1	収入	2,580 億	3,747 万 4 千円
		2	支出	2,734 億	7,706 万 2 千円
		3	形式収支	△154 億	3,958 万 8 千円
		4	補てん財源等	212 億	928 万 4 千円
		5	単年度実質収支	57 億	6,969 万 6 千円
		6	5 年度末資金剰余	521 億	8,966 万 9 千円
		7	6 年度末資金剰余	579 億	5,936 万 5 千円
1	令和 6 年度北九州市 一般会計 決算について	1	歳入	6,198 億	42 万 7 千円
		2	歳出	6,158 億	9,586 万 6 千円
		3	形式収支	39 億	456 万 1 千円
2	令和 6 年度北九州市 国民健康保険 特別会計決算について	1	歳入	972 億	3,152 万 6 千円
		2	歳出	952 億	3,345 万 5 千円
		3	形式収支	19 億	9,807 万 1 千円

No.	件 名	要 旨
3	令和6年度北九州市 食肉センター 特別会計決算について	1 歳入 4億 635万円 2 歳出 3億 6,773万 8千円 3 形式収支 3,861万 2千円
4	令和6年度北九州市 卸売市場 特別会計決算について	1 歳入 11億 9,672万円 2 歳出 10億 1,498万 6千円 3 形式収支 1億 8,173万 4千円
5	令和6年度北九州市 渡船 特別会計決算について	1 歳入 6億 436万 1千円 2 歳出 4億 4,073万 2千円 3 形式収支 1億 6,362万 9千円
6	令和6年度北九州市 土地区画整理 特別会計決算について	1 歳入 39億 4,802万 7千円 2 歳出 37億 3,591万 6千円 3 形式収支 2億 1,211万 1千円
7	令和6年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計決算について	1 歳入 151万 6千円 2 歳出 5千円 3 形式収支 151万 1千円
8	令和6年度北九州市 港湾整備 特別会計決算について	1 歳入 87億 6,918万 8千円 2 歳出 42億 6,287万 6千円 3 形式収支 45億 631万 2千円
9	令和6年度北九州市 公債償還 特別会計決算について	1 歳入 1,688億 9,421万 8千円 2 歳出 1,688億 9,421万 8千円 3 形式収支 0千円

No.	件 名	要 旨	
10	令和6年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計決算について	1 歳入	2億7,723万円
		2 歳出	5万4千円
		3 形式収支	2億7,717万6千円
11	令和6年度北九州市 土地取得 特別会計決算について	1 歳入	19億5,615万2千円
		2 歳出	19億5,595万8千円
		3 形式収支	19万4千円
12	令和6年度北九州市 駐車場 特別会計決算について	1 歳入	9億2,091万4千円
		2 歳出	2億4,790万円
		3 形式収支	6億7,301万4千円
13	令和6年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計決算について	1 歳入	2億4,293万6千円
		2 歳出	1,683万9千円
		3 形式収支	2億2,609万7千円
14	令和6年度北九州市 産業用地整備 特別会計決算について	1 歳入	13億8,058万5千円
		2 歳出	6億9,699万9千円
		3 形式収支	6億8,358万6千円
15	令和6年度北九州市 漁業集落排水 特別会計決算について	1 歳入	4,288万円
		2 歳出	3,504万9千円
		3 形式収支	783万1千円
16	令和6年度北九州市 介護保険 特別会計決算について	1 歳入	1,107億2,664万7千円
		2 歳出	1,073億7,768万6千円
		3 形式収支	33億4,896万1千円

No.	件 名	要 旨		
17	令和 6 年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計決算について	1 歳入	1 億 8,980 万	5 千円
		2 歳出	41 万	8 千円
		3 形式収支	1 億 8,938 万	7 千円
18	令和 6 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計決算について	1 歳入	6 億 6,993 万	2 千円
		2 歳出	6 億 6,993 万	2 千円
		3 形式収支		0 千円
19	令和 6 年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計決算について	1 歳入	194 億 5,435 万	7 千円
		2 歳出	187 億 9,780 万円	
		3 形式収支	6 億 5,648 万	7 千円
20	令和 6 年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計決算について	1 歳入	2 億 7,628 万	2 千円
		2 歳出	8,470 万	2 千円
		3 形式収支	1 億 9,158 万円	
21	令和 6 年度北九州市 市立病院機構病院 事業債管理 特別会計決算について	1 歳入	23 億 1,075 万	3 千円
		2 歳出	23 億 1,075 万	3 千円
		3 形式収支		0 千円

No.	件 名	要 旨		
22	令和 6 年度北九州市 上水道 事業会計決算について	1	収入	258 億 8,935 万 5 千円
		2	支出	349 億 9,311 万 4 千円
		3	形式収支	△91 億 375 万 9 千円
		4	補てん財源等	89 億 1,224 万 4 千円
		5	単年度実質収支	△1 億 9,151 万 5 千円
		6	5 年度末資金剰余	43 億 3,370 万 9 千円
		7	6 年度末資金剰余	41 億 4,219 万 4 千円
23	令和 6 年度北九州市 工業用水道事業会計に 係る利益の処分及び決 算について	1	収入	28 億 4,622 万 6 千円
		2	支出	35 億 4,431 万 7 千円
		3	形式収支	△6 億 9,809 万 1 千円
		4	補てん財源等	2 億 8,328 万 3 千円
		5	単年度実質収支	△4 億 1,480 万 8 千円
		6	5 年度末資金剰余	18 億 1,685 万 2 千円
		7	6 年度末資金剰余	14 億 204 万 4 千円
24	令和 6 年度北九州市 交通 事業会計決算について	1	収入	21 億 4,216 万 5 千円
		2	支出	21 億 8,961 万 8 千円
		3	形式収支	△ 4,745 万 3 千円
		4	補てん財源等	8,792 万 4 千円
		5	単年度実質収支	4,047 万 1 千円
		6	5 年度末資金剰余	5 億 1,029 万円
		7	6 年度末資金剰余	5 億 5,076 万 1 千円

No.	件 名	要 旨
25	令和 6 年度北九州市 病院 事業会計決算について	1 収入 6 億 1,615 万円 2 支出 7 億 5,982 万円 3 形式収支 △1 億 4,367 万円 4 補てん財源等 1 億 4,446 万 4 千円 5 単年度実質収支 79 万 4 千円 6 5 年度末資金剰余 4,995 万円 7 6 年度末資金剰余 5,074 万 4 千円
26	令和 6 年度北九州市 下水道 事業会計決算について	1 収入 392 億 1,035 万 8 千円 2 支出 495 億 5,977 万 9 千円 3 形式収支 △103 億 4,942 万 1 千円 4 補てん財源等 100 億 8,690 万 9 千円 5 単年度実質収支 △2 億 6,251 万 2 千円 6 5 年度末資金剰余 36 億 3,500 万 2 千円 7 6 年度末資金剰余 33 億 7,249 万円
27	令和 6 年度北九州市 公営競技事業会計に係 る利益の処分及び決算 について	1 収入 1,873 億 3,322 万円 2 支出 1,824 億 3,041 万 4 千円 3 形式収支 49 億 280 万 6 千円 4 補てん財源等 16 億 9,446 万円 5 単年度実質収支 65 億 9,726 万 6 千円 6 5 年度末資金剰余 418 億 4,386 万 6 千円 7 6 年度末資金剰余 484 億 4,113 万 2 千円

N o 2 8	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について (政策局D X・A I 戦略室)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、他の個人番号利用事務実施者と情報の連携を行う事務を整理するため、関係規定を改めるもの 1 他の個人番号利用事務実施者と情報の連携を行う事務から、生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施等に関する事務を削る。 2 施行期日 公布の日	

N o 2 9	北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について （総務市民局人事部人事課）
育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的に部分休業制度を拡充するため、関係規定を改めるもの 1 第1号部分休業の要件の変更 1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業を第1号部分休業とし、勤務時間の始め又は終わりでなくとも承認可能とする。 2 第2号部分休業の新設 1年につき10日の範囲内で請求する部分休業を第2号部分休業として新設し、その承認は原則として1時間を単位として行う。 3 部分休業を申し出る期間 部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、いずれの部分休業を請求するかを任命権者に申し出る。 4 申出内容の変更 部分休業の請求の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ子の養育に著しい支障が生じる場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。 5 施行期日 令和7年10月1日	

N o 3 0	北九州市手数料条例の一部改正について (財政・変革局財務部財政課)
租税特別措置法の一部改正に伴い、連結法人に係る優良宅地又は優良住宅であることについての認定の申請に対する審査に係る手数料を廃止するため、関係規定を改めるもの 1 手数料の廃止 租税特別措置法第68条の6第3項第5号イ、第6号又は第77号の優良宅地又は優良住宅であることについての認定の申請に対する審査に係る手数料を廃止する。 2 施行期日 公布の日	

N o 3 1	北九州市文化財保護条例の一部改正について (都市ブランド創造局総務文化部文化企画課)
文化財保存活用地域計画を作成するに当たり、文化財保護法に基づく文化財保護審議会を設置するため、関係規定を改めるもの 1 北九州市文化財保護審議会に係る規定の追加 (1) 設置 (2) 組織 (3) 任期 (4) 会長及び副会長 (5) 専門調査員 (6) 招集 (7) 定足数及び表決 2 施行期日 令和7年11月1日	

No 32	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (教育委員会学校支援部施設課)								
北九州市立小倉北特別支援学校及び北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園を移転するため、関係規定を改めるもの 1 北九州市立小倉北特別支援学校の移転 <table border="1" data-bbox="280 694 1372 857"> <tr> <td>名称</td><td>北九州市立小倉北特別支援学校</td></tr> <tr> <td>位置</td><td>北九州市小倉北区下到津一丁目10番7号</td></tr> </table> 2 北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園の移転 <table border="1" data-bbox="280 987 1372 1151"> <tr> <td>名称</td><td>北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園</td></tr> <tr> <td>位置</td><td>北九州市小倉北区下到津一丁目10番12号</td></tr> </table> 3 施行期日 1 は、令和8年1月1日 2 は、令和8年4月1日		名称	北九州市立小倉北特別支援学校	位置	北九州市小倉北区下到津一丁目10番7号	名称	北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園	位置	北九州市小倉北区下到津一丁目10番12号
名称	北九州市立小倉北特別支援学校								
位置	北九州市小倉北区下到津一丁目10番7号								
名称	北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園								
位置	北九州市小倉北区下到津一丁目10番12号								

N o 3 3	非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正について (行政委員会事務局選挙課)																					
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの																						
1 条例に引用する国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定の条項ずれに伴う規定の整備																						
<table><tr><th>区分</th><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 3 号に掲げる額以内</td><td>1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 4 号に掲げる額以内</td></tr><tr><td>開票管理者</td><td>1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 4 号に掲げる額</td><td>1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 5 号に掲げる額</td></tr><tr><td>投票所の投票立会人</td><td>1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 5 号に掲げる額以内</td><td>1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 6 号に掲げる額以内</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 6 号に掲げる額以内</td><td>1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 8 号に掲げる額以内</td></tr><tr><td>開票立会人</td><td>1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 7 号に掲げる額</td><td>1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 9 号に掲げる額</td></tr><tr><td>選挙立会人</td><td>1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 8 号に掲げる額</td><td>1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 1 0 号に掲げる額</td></tr></table>		区分	現行	改正後	期日前投票所の投票管理者	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 3 号に掲げる額以内	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 4 号に掲げる額以内	開票管理者	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 4 号に掲げる額	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 5 号に掲げる額	投票所の投票立会人	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 5 号に掲げる額以内	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 6 号に掲げる額以内	期日前投票所の投票立会人	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 6 号に掲げる額以内	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 8 号に掲げる額以内	開票立会人	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 7 号に掲げる額	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 9 号に掲げる額	選挙立会人	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 8 号に掲げる額	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 1 0 号に掲げる額
区分	現行	改正後																				
期日前投票所の投票管理者	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 3 号に掲げる額以内	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 4 号に掲げる額以内																				
開票管理者	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 4 号に掲げる額	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 5 号に掲げる額																				
投票所の投票立会人	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 5 号に掲げる額以内	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 6 号に掲げる額以内																				
期日前投票所の投票立会人	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 6 号に掲げる額以内	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 8 号に掲げる額以内																				
開票立会人	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 7 号に掲げる額	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 9 号に掲げる額																				
選挙立会人	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 8 号に掲げる額	1 日につき法第 1 4 条第 1 項第 1 0 号に掲げる額																				
2 施行期日 公布の日																						

No 34	北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について (行政委員会事務局選挙課)												
公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額を引き上げるため、関係規定を改めるもの 1 選挙運動用ビラの作成に係る費用の公費負担の限度額の引上げ (1) 作成枚数が5万枚以下の場合 <table border="1" data-bbox="319 824 1366 954"> <tr> <td>現行</td><td>1枚当たり7円73銭</td></tr> <tr> <td>改正後</td><td>1枚当たり8円38銭</td></tr> </table> (2) 作成枚数が5万枚を超える場合 <table border="1" data-bbox="319 1052 1366 1339"> <tr> <td>現行</td><td> $\frac{1 \text{ 枚当たり } 5 \text{ 円 } 18 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚}) + 38 \text{ 万 } 6,500 \text{ 円}}{\text{作成枚数}}$ </td></tr> <tr> <td>改正後</td><td> $\frac{1 \text{ 枚当たり } 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚}) + 41 \text{ 万 } 9,000 \text{ 円}}{\text{作成枚数}}$ </td></tr> </table> 2 選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額の引上げ (1) ポスター掲示場の数が500以下である場合 <table border="1" data-bbox="319 1599 1366 1886"> <tr> <td>現行</td><td> $\frac{1 \text{ 枚当たり } 541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 31 \text{ 万 } 6,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ </td></tr> <tr> <td>改正後</td><td> $\frac{1 \text{ 枚当たり } 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 31 \text{ 万 } 6,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ </td></tr> </table> (次頁に続く)		現行	1枚当たり7円73銭	改正後	1枚当たり8円38銭	現行	$\frac{1 \text{ 枚当たり } 5 \text{ 円 } 18 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚}) + 38 \text{ 万 } 6,500 \text{ 円}}{\text{作成枚数}}$	改正後	$\frac{1 \text{ 枚当たり } 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚}) + 41 \text{ 万 } 9,000 \text{ 円}}{\text{作成枚数}}$	現行	$\frac{1 \text{ 枚当たり } 541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 31 \text{ 万 } 6,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$	改正後	$\frac{1 \text{ 枚当たり } 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 31 \text{ 万 } 6,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$
現行	1枚当たり7円73銭												
改正後	1枚当たり8円38銭												
現行	$\frac{1 \text{ 枚当たり } 5 \text{ 円 } 18 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚}) + 38 \text{ 万 } 6,500 \text{ 円}}{\text{作成枚数}}$												
改正後	$\frac{1 \text{ 枚当たり } 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚}) + 41 \text{ 万 } 9,000 \text{ 円}}{\text{作成枚数}}$												
現行	$\frac{1 \text{ 枚当たり } 541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 31 \text{ 万 } 6,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$												
改正後	$\frac{1 \text{ 枚当たり } 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 31 \text{ 万 } 6,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$												

(続き)

(2) ポスター掲示場の数が500を超える場合

現行	1枚当たり $\frac{27万655円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 31万6,250円}{\text{ポスター掲示場の数}}$
改正後	1枚当たり $\frac{29万3,440円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 31万6,250円}{\text{ポスター掲示場の数}}$

3 施行期日

公布の日

N o 3 5	高規格救急自動車の取得について (技術監理局契約部契約課)
高規格救急自動車を買入れるもの 1 品名 高規格救急自動車 2 数量 6 台 3 買入れ予定金額 2 億 5 , 2 5 3 万 3 , 6 0 0 円	

N o 3 6	3 0メートル級はしご付消防自動車の取得について (技術監理局契約部契約課)
3 0メートル級はしご付消防自動車を買入れるもの 1 品名 3 0メートル級はしご付消防自動車 2 数量 1 台 3 買入れ予定金額 2 億 3 , 4 3 0 万円	

No 37	水槽付消防ポンプ自動車の取得について (技術監理局契約部契約課)
水槽付消防ポンプ自動車を買入れるもの 1 品名 水槽付消防ポンプ自動車 2 数量 3 台 3 買入れ予定金額 2 億 2 9 5 万円	

N o 3 8	救助工作車（Ⅱ型）の取得について （技術監理局契約部契約課）
救助工作車（Ⅱ型）を買い入れるもの 1 品名 救助工作車（Ⅱ型） 2 数量 1 台 3 買入れ予定金額 9， 9 2 2 万円	

N o 3 9	化学消防ポンプ自動車の取得について (技術監理局契約部契約課)
化学消防ポンプ自動車を買入れるもの 1 品名 化学消防ポンプ自動車 2 数量 1 台 3 買入れ予定金額 4, 9 2 8 万円	

N o 4 0	普通消防ポンプ自動車（非常備用）の取得について （技術監理局契約部契約課）
普通消防ポンプ自動車（非常備用）を買い入れるもの 1 品名 普通消防ポンプ自動車（非常備用） 2 数量 4 台 3 買入れ予定金額 8，4 4 8 万円	

N o 4 1	北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について (技術監理局契約部契約課)
北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の契約金額を変更するもの 1 既決契約金額 1 2 億 9, 2 2 3 万 3, 8 0 0 円 2 変更契約金額 1 3 億 1, 8 4 6 万 7, 7 0 0 円	

N o 4 2	門司港地域複合公共施設新築工事請負契約締結について (技術監理局契約部契約課)
門司港地域複合公共施設新築工事請負契約を締結するもの 1 契約金額 79億8,600万円 2 契約方法 一般競争入札 3 工 期 契約締結の日から令和10年3月27日まで 4 契約の相手方 戸田・九鉄・川口特定建設工事共同企業体 代表者 福岡市中央区天神二丁目13番7号 戸田建設株式会社 九州支店 執行役員支店長 重本 彰 構成員 北九州市門司区小森江三丁目12番10号 九鉄工業株式会社 代表取締役社長 松本 喜代孝 構成員 北九州市小倉北区堺町一丁目9番6号 株式会社川口建設 代表取締役 川口 博史	

N o 4 3	門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約締結について (技術監理局契約部契約課)
門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約を締結するもの 1 契約金額 11億9,900万円 2 契約方法 一般競争入札 3 工 期 契約締結の日から令和10年3月27日まで 4 契約の相手方 九電工・ふちわき共同企業体 代表者 北九州市小倉北区米町二丁目2番1号 株式会社九電工 北九州支店 執行役員支店長 柳 智章 構成員 北九州市八幡西区鳴水町15番2号 株式会社ふちわき 代表取締役 淵脇 政博	

N o 4 4	門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約締結について (技術監理局契約部契約課)
門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約を締結するもの 1 契約金額 20億3,500万円 2 契約方法 一般競争入札 3 工 期 契約締結の日から令和10年3月27日まで 4 契約の相手方 三建・大久保 共同企業体 代表者 福岡市博多区店屋町1番35号 三建設備工業株式会社 九州支店 執行役員支店長 柴田 稔 構成員 北九州市小倉北区赤坂海岸7番7号 大久保設備工業株式会社 代表取締役 大久保 康男	

N o 4 5	小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について (技術監理局契約部契約課)
小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の契約金額を変更するもの 1 既決契約金額 3 1 億 7, 0 4 6 万 5, 1 0 0 円 2 変更契約金額 3 2 億 7, 5 3 9 万 1, 9 0 0 円	

No 46	公有水面埋立てによる土地確認について (総務市民局市民部区政推進課)										
公有水面埋立工事により造成された土地が市の区域内に新たに生じた土地であることを確認するもの <table border="1" data-bbox="240 629 1390 1142"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 629 890 705">土地の所在地</th><th data-bbox="890 629 1390 705">面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 705 890 831">北九州市門司区新門司北三丁目1の20、1の33、1の37から1の39まで、1の41地先</td><td data-bbox="890 705 1390 831">15,796.91 m²</td></tr> <tr> <td data-bbox="240 831 890 956">北九州市門司区新門司北三丁目1の20、1の33、1の34、1の36、1の40、1の41、1の43地先</td><td data-bbox="890 831 1390 956">93,308.19 m²</td></tr> <tr> <td data-bbox="240 956 890 1048">北九州市若松区響町三丁目27地先</td><td data-bbox="890 956 1390 1048">68,922.02 m²</td></tr> <tr> <td data-bbox="240 1048 890 1142">北九州市若松区響町三丁目27、30地先</td><td data-bbox="890 1048 1390 1142">310,238.85 m²</td></tr> </tbody> </table>		土地の所在地	面積	北九州市門司区新門司北三丁目1の20、1の33、1の37から1の39まで、1の41地先	15,796.91 m ²	北九州市門司区新門司北三丁目1の20、1の33、1の34、1の36、1の40、1の41、1の43地先	93,308.19 m ²	北九州市若松区響町三丁目27地先	68,922.02 m ²	北九州市若松区響町三丁目27、30地先	310,238.85 m ²
土地の所在地	面積										
北九州市門司区新門司北三丁目1の20、1の33、1の37から1の39まで、1の41地先	15,796.91 m ²										
北九州市門司区新門司北三丁目1の20、1の33、1の34、1の36、1の40、1の41、1の43地先	93,308.19 m ²										
北九州市若松区響町三丁目27地先	68,922.02 m ²										
北九州市若松区響町三丁目27、30地先	310,238.85 m ²										

No 47	町の区域の変更について (総務市民局市民部区政推進課)	
公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地が生じたため、当該土地を隣接する町の区域に編入するもの		
土地の所在地	町の区域	面積
北九州市門司区新門司北三丁目1の20、1の33、1の37から1の39まで、1の41地先	門司区新門司北三丁目	15,796.91 m ²
北九州市門司区新門司北三丁目1の20、1の33、1の34、1の36、1の40、1の41、1の43地先	門司区新門司北三丁目	93,308.19 m ²
北九州市若松区響町三丁目27地先	若松区響町三丁目	68,922.02 m ²
北九州市若松区響町三丁目27、30地先	若松区響町三丁目	310,238.85 m ²

N o 4 8	所有権移転登記手続の請求に関する訴えの提起について (都市整備局住宅部住宅管理課)
所有権移転登記手続の請求について訴えを提起するもの 1 相手方 北九州市戸畑区 土地区画整理組合 2 請求の要旨 市が占有する戸畑区菅原二丁目の市営住宅跡地等について、所有権の登記名義人が相手方となっていることから、所有権移転登記手続の請求を行うため、訴えを提起する。 3 訴訟遂行の方針 第一審判決の結果必要があれば、上訴する。	

No.	件 名	要 旨	
令和7年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	△3 億 3,600 万円	6,440 億 1,590 万円
	特別会計	0 千円	4,397 億 7,490 万円
	企業会計	0 千円	3,240 億 4,216 万円
	合 計	△3 億 3,600 万円	1 兆 4,078 億 3,296 万円
49	令和7年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 △3 億 3,600 万円 2 総 額 6,440 億 1,590 万円	

No.	件 名	要 旨	
令和7年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	15 億 370 万円	6,455 億 1,960 万円
	特別会計	17 億 1,617 万 3 千円	4,414 億 9,107 万 3 千円
	企業会計	0 千円	3,240 億 4,216 万円
	合 計	32 億 1,987 万 3 千円	1 兆 4,110 億 5,283 万 3 千円
50	令和7年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 15 億 370 万円 (債務負担) 8 億 299 万円 9 千円 2 総 額 6,455 億 1,960 万円	
51	令和7年度北九州市 食肉センター特別会計 補正予算について	1 補正額 4,500 万円 2 総 額 4 億 400 万円	
52	令和7年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円 2 総 額 57 億 4,380 万円	
53	令和7年度北九州市 公債償還特別会計 補正予算について	1 補正額 3,800 万円 2 総 額 1,903 億 6,200 万円	

54	令和7年度北九州市 介護保険特別会計 補正予算について	1 補正額 15億9,517万円3千円 2 総 額 1,110億5,917万円3千円
55	令和7年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計 補正予算について	1 補正額 3,800万円 2 総 額 4,150万円